

こども医療費助成の拡大について

1 制度の趣旨

こどもの疾病を早期に発見し、早期に適切な治療を受けさせ、もって疾病の慢性化の予防を促進し、併せて保護者の経済的負担の軽減を図るため、こどもの医療に要した費用を負担する保護者に対し、予算の範囲内において、医療費を助成することにより、こどもの健全な育成に寄与する。(市要綱第1条)

2 助成拡大の概要(24. 10. 1 改正)

		現 行	改正後	
入 院	対象年齢	～中学3年生	左と同じ	
	自己負担金	500円/日	左と同じ	
	食事助成	なし	左と同じ	
	給付方法	乳幼児	現物給付	左と同じ
		小学生	償還払い	現物給付
中学生		償還払い	左と同じ	
通 院	対象年齢	乳幼児	乳幼児～中学3年生	
	自己負担金	500円/回 (月4回まで。500円 未満の時はその額)	左と同じ	
	給付方法	乳幼児	現物給付	左と同じ
		小学生	なし	現物給付
		中学生	なし	償還払い
所得制限		なし	左と同じ	

3 市町の状況 (24. 4. 1 現在、県下35市町) ※ゴシックは牧之原市が該当

入院助成

通院助成

～中学3年	～高校3年	乳幼児	～小学3年	～小学6年	～中学3年	～高校3年
32	3	4	1	2	26	2

自己負担

入 院		通 院	
あり	なし	あり	なし
16	19	22	13

4 財政負担の状況

	入 院 (乳幼児)	入 院 (小学1年～中学3年)		通 院 (乳幼児)	通 院 (小学1年～中学3年)	
県	1/2	財政力 県以上 1/3	財政力 県以下 1/2	1/3	財政力 県以上 1/4	財政力 県以下 1/3
市町	1/2	2/3	1/2	2/3	3/4	2/3